

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成24年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

(単位：円)

事業名	既決負担額	今回増減額	負担額計
補助林道事業	6,500,000	▲ 66,000	6,434,000
琵琶湖環境部小計	6,500,000	▲ 66,000	6,434,000
県営経営体育成基盤整備事業	3,471,000	3,437,000	6,908,000
県営中山間地域総合整備事業	1,000,000	▲ 1,000,000	0
県営みずすまし事業	13,500,000	▲ 1,715,000	11,785,000
県営農村振興総合整備事業	6,450,000	1,014,000	7,464,000
農政水産部小計	24,421,000	1,736,000	26,157,000
単独道路改築事業	134,973,750	2,679,034	137,652,784
補助急傾斜地崩壊対策事業	37,200,000	▲ 6,479,008	30,720,992
補助急傾斜地総合流域防災事業	21,102,000	944,280	22,046,280
補助都市計画街路事業	289,395,000	12,127,275	301,522,275
単独都市計画街路事業	16,205,400	0	16,205,400
都市公園事業	2,985,000	170,035	3,155,035
土木交通部小計	501,861,150	9,441,616	511,302,766
合計	532,782,150	11,111,616	543,893,766

県の行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町	負担すべき金額	事業内容	負担割合(%)			備考	
				国	県	市町		
補助林道事業	長浜市 米原市	1,463,000 4,971,000	適正な森林施業の推進と、森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、国基準に合致した林道を整備	50	45	5	過疎地域は負担なし	
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市 長浜市 東近江市 近江八幡市 湖南市	3,648,000 2,600,000 660,000 — —	ほ場整備といった生産基盤でない生活環境整備事業(集落道路、集落排水等)	50	20	30		
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	—	中山間地域の生産基盤でない集落環境整備事業(集落道路、獣害柵等)	55	25	20		
県営みずすまし事業	東近江市	11,785,000	水質保全施設、水辺環境の整備	50	35	15		
県営農村振興総合整備事業	長浜市 守山市	6,905,000 559,000	ほ場整備といった生産基盤でない集落環境整備事業(集落道路等)	50	20	30		
単独道路改築事業	大津市 他	137,652,784	国庫補助事業に該当しない道路改築、景観整備、局部改築			80	20	景観整備以外(財政力指数に応じた軽減措置あり) 財政力指数(3か年平均) 軽減率 軽減后市町負担 ~0.2未満 55.0% 9.0% 0.2以上~0.3未満 47.5% 10.5% 0.3以上~0.4未満 40.0% 12.0% 0.4以上~0.8未満 25.0% 15.0%
							75	25
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	30,720,992	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	公共関連施設(道路、河川、学校等)(30m以上の斜面の高さ)	
				45	45	10	公共関連施設(道路、河川、学校等)(10~30mの斜面の高さ)	
				40	50	10	公共関連施設以外(30m以上の斜面の高さ)	
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市 他	22,046,280	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	公共関連施設(道路、河川、学校等)(30m以上の斜面の高さ)	
				45	45	10	公共関連施設(道路、河川、学校等)(10~30mの斜面の高さ)	
				40	50	10	公共関連施設以外(30m以上の斜面の高さ)	
補助都市計画街路事業	彦根市 他	301,522,275	改築	55	22.5	22.5		
単独都市計画街路事業	大津市 他	16,205,400	改築		70	30		
都市公園事業	野洲市	3,155,035	補助都市公園・単独都市公園の施設整備	50	45	5	補助事業(湖岸緑地:施設)	
				1/3	9/15	1/15	(湖岸緑地:用地)	
					90	10	単独事業(湖岸緑地)	